

令和 2 年 3 月 17 日

関係者各位

千葉県森林組合南部支所  
支所長 三橋 裕

安全衛生特別教育研修の実施案内について

このことについて、下記のとおり安全衛生教育研修を実施いたしますので、参加希望がありましたら、各研修日の 10 日前までに別添受講申請書を提出するようご案内いたします。

- 1 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 令和 2 年 4 月 13 日（月）～14 日（火）  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター  
※ 受講後 7 月 31 日までに 2.5 時間の補講が必要となります。
  
- 2 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 2 年 5 月 1 日（金）  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
  
- 3 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 令和 2 年 5 月 18 日（月）～19 日（火）  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター  
※ 受講後 7 月 31 日までに 2.5 時間の補講が必要となります。

- 4 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 2 年 6 月 5 日 (金)  
会 場 千葉県林業サービスセンター
  
- 5 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 2 年 7 月 9 日 (木)  
会 場 千葉県林業サービスセンター
  
- 6 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 2 年 8 月 17 日 (月) ~ 19 日 (水)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター
  
- 7 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 2 年 9 月 16 日 (水) ~ 18 日 (金)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター
  
- 8 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 ~~令和 2 年 9 月 23 日 (水)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター
  
- 9 車両系建設機械 3 t 未満特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号  
開催日 ~~令和 2 年 9 月 28 日 (月) ~ 29 日 (火)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター (学科)  
植畑研修センター (実技)
  
- 10 車両系木材伐出機械等特別教育 (走行系)  
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 7 号の 2

(平 2 5 告示第 1 2 5 号)

開催日 ~~令和 2 年 10 月 5 日 (月) ~ 6 (火)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター

11 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成 12 年労働基準局発第 66 号通達

刈払機の点検、操作

開催日 ~~令和 2 年 11 月 6 日 (金)~~ 定員に達しました。

会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

12 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当

開催日 ~~令和 2 年 12 月 14 日 (月) ~ 16 日 (水)~~ 定員に達しました。

会 場 千葉県林業サービスセンター

13 機械集材装置の運転業務に係る特別教育

労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 7 号該当

開催日 令和 3 年 1 月 14 (木) ~ 15 日 (金)

会 場 千葉県林業サービスセンター

臨時講習会

刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成 12 年労働基準局発第 66 号通達

刈払機の点検、操作

開催日 令和 3 年 1 月 29 日 (金)

会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

14 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当

開催日 ~~令和 3 年 2 月 22 日 (月) ~ 24 日 (水)~~ 定員に達しました。

会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

15 車両系建設機械 3 t 未満特別教育

労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号

開催日 ~~令和 3 年 3 月 18 (木) ~ 19 日 (金)~~ 定員に達しました。

会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

### 臨時講習会その1

チェーンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当

開催日 ~~令和3年3月8日（月）～10日（水）~~ 定員に達しました。

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

### 臨時講習会その2

チェーンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当

開催日 ~~令和3年3月22日（月）～24日（水）~~ 定員に達しました。

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター 定員15名

### 臨時講習会その3

チェーンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当

開催日 ~~令和3年4月14日（水）～16日（金）~~ 定員に達しました。

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター 定員15名

※研修申込用紙については、研修10日前までに下記申込先住所までお送り下さい。

※チェーンソー、刈払機講習については、上記研修日程以外についてもご相談下さい。

また、出張講習については、チェーンソー10名以上、刈払機5名以上であれば実施いたします。

但し、交通費別途 南部支所～現地までの往復距離×30円、及び有料道路利用の場合は実費請求させていただきます。

（土日、祝日の場合1日につき10,000円を負担していただきます。）

※NPO団体等に対するチェーンソー、刈払機等安全講習会も実施しておりますのでご相談下さい。

申請費用 （研修費1週間前までに下記振り込みください）

旧チェーンソー2日間コース 15,400円 （林災防会員14,100円）

新チェーンソー3日間コース 22,000円（ 〃 20,000円）

刈払機 10,800円（ 〃 9,800円）

